

## 人権と民主主義・教育と自治を守る高知県共闘会議との話し合い

1. 日 時 平成 27 年 12 月 2 日（水）10 時 30 分～12 時 00 分

2. 場 所 高知県庁 西庁舎 2 階 教育委員室

3. 要請に対する回答

（団体）

平成 26 年度の「差別事象一覧表」の中で、児童生徒に関する件が 21 件中 10 件・率にして 47.6% を占めています。「児童生徒の賤称語を使った言動」（以下、賤称語発言）を差別事象として取り上げることは、以下の理由で不相当と考えます。中止を求めます。

（県教育委員会）

人権と民主主義・教育と自治を守る高知県共闘会議から、上記の申し入れがありましたので、県教育委員会の見解を回答させていただきます。

なお、申し入れには（1）～（4）の理由がありますので、それぞれについて回答させていただきます。

理由（1）

従来県教委は、私達との話し合いの中などで児童生徒を「差別者とは捉えない」という見解を示していました。私たちも同じ見解です。賤称語発言だからと言って「差別事象」として社会人のそれと同列に扱うべきではないと考えています。

（回答）

発達段階にある児童生徒は、さまざまな経験や過ちを繰り返しながら成長していく存在と考えています。経験や過ちを糧にして、学びを深め成長を促すように指導や支援を行うことが教育の果たす役割の一つであると考えています。

県教育委員会としては、賤称語発言をした児童生徒を大人と同列で扱うということは考えていませんし、教育的配慮に基づき、その児童生徒を差別者と位置付けていません。

また、児童生徒の賤称語発言があった場合には、それを教育的課題として扱っており、学校内の指導にとどめることから、同列に扱ってはいないと考えます。

### 理由（２）

刑事事件でも、未成年者と成人は区別して捉える（その後の対応も違う）のは、社会的常識です。「差別事象一覧表」として、大人も子どもも同一に扱うことは、教育的観点からも、社会通念上からも不適當です。

#### （回答）

人権課が公表している「差別事象一覧表」は、「高知県人権尊重の社会づくり条例」の第２条の「県内における人権に関する実態について定期的に公表する」に基づいて行われています。県には実態を把握する責務があり、実態を把握するために統計をとっています。

「差別事象一覧表」は、差別事象の発生状況を件数で表したものであり、公表のために便宜上、項目にあわせてお示ししたものですので、差別をした人が何人いるかを示したものでもありません。

したがって、役割に基づく公表でもあり、社会通念上の不適切さはないと考えています。

### 理由（３）

賤称語発言は、「相手をやっつけるため」「教師の指導への反発」（松原高知市教育長の議会答弁）と考えるべきです。賤称語発言で、誰のどんな人権が侵害されたのか、具体的に問題になった事例はほとんどありません。その言葉の持つ本来の差別的な意図のないものを、言葉だけを捉えて「差別事象」扱いをすることは不適當です。またこうした扱いをするのであれば、授業で賤称語を教えること自体が問われるべきではないでしょうか。

#### （回答）

松原高知市教育長の答弁は、賤称語を使用して他者を攻撃した発言として答弁されたものと考えています。発言で人権が侵害されたのは、賤称語により歴史的・社会的に差別されてきた人々や、賤称語を投げつけられた人々などであると捉えています。

賤称語の誤った使用は、差別を助長するものであり、発言の文脈や意図性、発言内容等を考え、差別的な発言か否かについて考える必要があると思います。

発言の前後の文脈や状況から、その発言の背景や意図、言葉に対するイメージやとらえ方を把握し、そこに差別性があるかを冷静かつ慎重に判断するべきであると考えます。

また、授業で賤称語を教えることについてのご意見もありますが、中学校社会学習指導要領解説には、「身分制度の確立及び農村の様子」に「身分制度が確立し、それぞれの身分の中で人々が職分を果たしたこと（中略）に気付かせる。」とあります。その内容を正しく理解するためにも、歴史教科書に記載されている賤称語を含む身分用語について適切に学習をすることが求められています。

さらに、インターネットの普及した現代社会では、賤称語を使った不適切な情報が氾濫しています。その言葉に対する誤った認識や誤った使用等を防ぐためにも、その言葉の重みや歴史的背景も含めたうえで、正しく学習する機会を設けることが必要であると考えています。

理由（４）

義務教育期における児童生徒の言動については、昭和62年3月17日に出された総務庁長官・官房地域改善対策室の「地域改善対策啓発推進指針」（※別添1）に次のように指摘されています。

「学校教育において留意すべきことは、同和教育の過程においてすら、いわゆる差別発言事件が起きていることがあるが、その対処方法を確立することである。児童生徒の差別発言は先生から注意を与え、皆が間違いを正し合うことで十分である。」

このことを踏まえた対応を行うべきではないでしょうか。

---

（回答）

「地域改善対策啓発推進指針」の記述は、学校教育の場に民間運動団体の圧力等をもちこませないことを意図したものであり、学校内の指導の在り方を示したものだにとらえています。

差別発言があった場合は、「先生から注意を与え」たあと、「皆が間違いを正し合う」ことが重要ですが、そこに至るためには、賤称語の使用の有無、発言の前後の文脈や状況から、発言の意図や背景を把握し、課題を明らかにしたうえでの指導が必要であるといえます。

そのうえで、集団づくりや児童生徒との関わり方（言動を含む）、自校の人権教育のあり方を見つめ直すことが必要です。